

## 第23回亶理町農業委員会総会会議録

1. 会議の日時 令和4年11月28日(月)午後1時30分から午後2時30分

2. 会議の場所 亶理町役場2階大会議室

3. 出席者

(1) 農業委員(10名)

1番	加藤正純	2番	鈴木周吾	6番	佐藤利洋
7番	安住政男	8番	齋藤桂子	10番	菊池淑郎
11番	安住郁子	12番	齋精一	14番	片平洋之
15番	伊藤富敏				

(2) 農地利用最適化推進委員(14名)

16番	古山真	17番	菊地英一	18番	太田匡美
19番	齋藤幸一	21番	長田邦雄	22番	新田育男
23番	結城美智子	24番	棟形和徳	25番	南條栄一
26番	東條茂	27番	小野忠良	28番	鈴木茂利
29番	末木清一	30番	千葉義昭		

4. 欠席者

(1) 農業委員(5名)

3番	遠藤圭一	4番	渡邊喜徳	5番	日下昭一
9番	丸子清	13番	浅川文義		

(2) 農地利用最適化推進委員(1名)

20番 大槻久美子

5. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第3 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第4 第3号議案 非農地証明願いについて

日程第5 第4号議案 令和4年度第6号亶理町農用地利用集積計画(案)について

日程第6 第5号議案 非農地判断について

6. 事務局

事務局長 菊地邦博、班長 浅井由紀枝、主事 高橋大輔

定刻となり、会長あいさつ後、事務局長より出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、開会を宣告する。

議長 それではただいまより、第23回亙理町農業委員会総会を開会いたします。

まず、経過報告について事務局よりお願いします。

事務局長 はい、経過報告につきましては、お手元に配布した経過報告書のとおりでございますので、説明を割愛させていただきます。以上です。

議長 次回の総会までの日程については、12月19日に亙理と逢隈で地区委員会、12月20日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しております。総会は12月23日の予定でございます。なお、本日の欠席者については、3番、遠藤圭一委員、4番、渡邊喜徳委員、5番、日下昭一委員、9番、丸子 清委員、13番、浅川文義委員、20番、大槻久美子推進委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議事に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名ですが、亙理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、議事録署名委員は議長が指名することになっておりますので、10番、菊池淑郎委員、11番、安住郁子委員を指名いたします。

日程第2、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明をいただき、案件ごとに採決をすることといたします。それでは、はじめに、吉田地区委員会より説明をお願いします。

14番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続いて、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10番 (順位2番について議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第1号議案の説明が終わりました。第1号議案についてご質問、ご意見はございませんか。なお、ご発言の際は挙手のうえ、議席番号を申し上げて頂くようお願いします。

( 発言なし )

議 長 なければ第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。まず、順位1番の採決を行います。順位1番について許可する事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第1号議案の順位1番については、許可することに決定します。次に、順位2番の採決を行います。順位2番について許可する事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第1号議案の順位2番については、許可することに決定します。

以上で第1号議案の審議を終了いたします。

日程第3、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。担当の地区委員会より説明を頂き、案件ごとに採決をすることといたします。それでは、初めに亶理地区委員会より説明をお願いします。

2 番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。続いて、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10 番 (順位2番から順位4番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第2号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

30 番 順位、逢隈2番についてですが、盛土を行う際、周りに影響が出ないよう、何かフェンス等を設置するのか、また、雨水の排水については、道路の反対側となるのか。

高橋主事 畑のため、盛土という高さの盛土ではないです。行政書士さんの説明では会社の売買契約の中で、単純に土地の価格ではありませんと説明をしております。その土地に対し盛土や整地等が入っているとの説明があり、委員長の方でその様な説明をしたと思います。当該地は、既に畑のため、そこまでの盛土は無いと思います。雨水の排水については、既にある西側の町道の側溝に排水する計画となっています。土留めの関係ですが、東側と北側には既にブロックの土留めが施行されており、南側を今回ブロックの土留め施行を行い土砂流出防止をすると伺っています。

議 長 よろしいですか。

30 番 はい。

議 長 ほかにご質問、ご意見ございませんか。

なければ第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請関係の案件について採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について許可相当とする事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位1番については、許可相当とすることに決定します。

次に順位2番の採決を行います。順位2番について許可相当とする事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位2番については、許可相当とすることに決定します。

次に順位3番の採決を行います。順位3番について許可相当とする事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位3番については、許可相当とすることに決定します。

次に順位4番の採決を行います。順位4番について許可相当とする事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長 異議なしと認めます。第2号議案の順位4番については、許可相当とすることに決定します。

以上で第2号議案の審議を終了いたします。

日程第4、第3号議案、非農地証明願いについてを議題とします。担当の地区委員会より説明をいただき、採決することといたします。それでは、逢隈地区委員会より説明をお願いします。

10 番 (順位1番について議案書朗読及び補足説明)

議 長 事務局の方から補足があるそうですので、説明をお願いします。

高橋主事 私の方から数点補足をさせていただきます。こちらの非農地証明願いについてですが、今、委員長から説明があった通り、先月、(譲渡人)と(譲受人)の間で5条転用の申請があり、そちらの方は、みなさんから許

可相当を出して頂き、既に県に提出して許可も先日届きました。その際、5条転用の持分が3分の2だった事で、残りの3分の1の分について指摘がありました。本来であれば、先月の5条転用の申請と同時に、今回の非農地証明願いを提出して頂くべきでしたが、それか、一緒に5条転用を申請して頂くかだったんですが、見落としてしまい、今回、県と相談した所、この3分の1の分については、非農地証明願いでも問題ないとなったため、今回、(申請者)から、残り3分の1の分について、非農地証明願いを提出して頂いたものです。(申請者)は、奥に太陽光発電施設を所有しており、そこに行くための通路となりますので、今回、非農地で雑種地等にも変わっても問題ないとの事で、今回、提出しているものです。以上です。

議長 補足の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見はございませんか。

( 発言なし )

議長 なければ、第3号議案、非農地証明願いについて採決いたします。順位1番の採決を行います。順位1番について承認することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認めます。第3号議案の順位1番については、承認することに決定します。

以上で第3号議案の審議を終了いたします。

日程第5、第4号議案、令和4年度第6号亘理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。事務局より説明願います。

なお、第4号議案については、委員本人に関する案件がありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、関係委員は議事参与が制限されます。よって採決の時には関係委員に一時退席を指示いたしますので、ご了承願います。それでは、事務局より説明願います。

高橋主事 (議案書朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。第4号議案の説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

( 発言なし )

議長 なければ採決に移ります。

ここで、(関係委員)の退席を、お願いします。

第4号議案、令和4年度第6号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議長 異議なしと認めます。第4号議案、令和4年度第6号亘理町農用地利用集積計画案については、原案どおり承認することに決定いたします。  
(関係委員)の席へのお戻りをお願いします。

以上で第4号議案の審議を終了します。

日程第6、第5号議案、非農地判断についてを議題とします。事務局より説明願います。

高橋主事 第5号議案、非農地判断です。こちらは、みなさんに7月から8月にかけて農地パトロールを実施して頂きありがとうございました。その際に、もう農地に該当しないと判断された土地について、今回、農業委員会と税務課の職員で現地を見させて頂き、今回の議案に挙げております。みなさんには毎年で申し訳ありませんが、色を塗って頂いた所でも、最初の地図の着色に不具合があり、既に非農地判断してあった箇所もありましたので議案に挙がっているのは少なくなっています。今回、非農地判断に挙げさせて頂きましたのは、表紙1枚めくって頂きまして、亘理、吉田、逢隈で合計22筆、面積が18,960㎡になります。該当箇所については、令和4年度農地パトロール非農地判断箇所写真を別添で付させて頂いております。順不同になっておりますが、確認をお願いします。みなさんお分かりだと思いますが、山林化している農地について挙げて頂いている所ですが、順位の1番、上茨田173-1については、毎年、亘理の委員さんと話をしている所ですが、アパートと水路と線路に挟まれ、どうしてもなく原野化している土地になり、今回は原野として挙げさせて頂いております。と言いますのも、お手元に配布した非農地判断マニュアルをご覧頂きますが、こちらは令和4年8月に、新たに国・県から示された非農地判断マニュアルになり、大事そうなところだけ印刷したので数頁しかありませんが、特に見て頂きたいのが4頁から6頁になります。まず4頁を開いて下さい。4頁の非農地判断の対象となる農地の事例についてですが、①番、雑木が複数存在し全体的に山林化している。みなさんに今まで付けて頂いたのはこちらです。このようなものを付けて下さいと言っていましたので、今まで非農地判断したのは、主にこのよう

な場所となっております。ただし、今回示された事例の中で、次の頁をめぐって下さい。5頁の②番、一部が山林化しており山に隣接している。と言うのも入って来ています。③番、小さく異形であり復元しても継続して利用することが見込まれない。④番、周辺の山林化により復元しても継続的な利用が見込まれない。⑤番、周辺の開発等により機械の進入が困難とされております。今回の上茨田の件等については、この⑤番を当てはめたものです。来年度からは、このへんを参考に非農地判断して行く事になりますが、②番、③番は結構な数があり、出てくると思いますので、来年度は適宜、委員さん達と事務局で相談しながら挙げるかどうか決めて行きたいと思っておりますので、来年度の参考として頂きたいと思っております。議案の方に戻ります。今回挙がって来たのは、全部で22筆ですが、主に吉田の丘の方と逢隈小山、田沢周辺が大部分です。写真の方を見ていて解るとおり、ほぼほぼ山林化しているものと言う事で、今回は、こちらの22筆について非農地判断して、現況地目を山林とさせて頂き農地台帳から除くという処理をさせて頂きたいと思っております。それから、前にご説明したとおり、直接所有者の方に非農地の通知を送るのではなく、町の方で一括して登記申請するかどうか、これから事務局で詰めて行きたいと思っております。と言う事で写真の方少し眺めて頂いて構いませんが、今年度につきましては、こちらの22筆について、既に農地には該当しないと言う旨の判断の方をしたいと思っておりますので、ご審議方宜しく願います。以上です。

議長 ありがとうございます。第5号議案の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見ございませんか。

29番 こちらの判断すると言う事ですが、所有者の意見の聴取はどう言う風にすべきと考えているのでしょうか

高橋主事 先程申し上げた通り、従来のやり方、非農地通知書を所有者の方に出して、地目変更登記を自分で行ってもらう様にするのか、又は、町の方で一括登記するのか、どちらにするか決めていませんが、一括登記する際には、所有者の方に、こういう状況ですので、町の方で代わって山林に登記してもよろしいでしょうかと言う確認書を送付し、返信があり、やってもいいと言う方のみ、地目変更をする事になります。今年度、それを実施しておりますが、中には、畑としてこれ

から使うんですという方がいらっしゃいますので、そういった方に関しては、今後もみなさんにパトロールの際に見て頂き、確り畑として利用されているかどうか確認してもらいたい様な形になります。以上です。

議 長

よろしいですか。

29 番

はい、分かりました。

議 長

そのほか、ございませんか。

( 発言なし )

議 長

なければ、採決に移ります。第5号議案、非農地判断については、原案のとおり承認する事にご異議ございませんか。

( 異議なしの声 )

議 長

異議なしと認めます。第5号議案、非農地判断については、原案どおり承認する事に決定いたします。

以上をもって議案審議は終了いたします。

その他に入ります。委員の皆様から何かございませんか。

( 発言なし )

議 長

なければ、事務局からお願いします。

事務局長

事務局から報告事項2件、事務連絡が数件ございます。

以下、事務局より農業経営改善計画認定農家の報告及び事務連絡後、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者片平洋之委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後2時30分